

令和 7 年度

再生可能エネルギー由来の水素利活用モデル構築等業務

プロポーザル審査要領

令和 7 年 4 月

岩手県

この「プロポーザル審査要領」は、岩手県が実施する「再生可能エネルギー由来の水素利活用モデル構築等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査は、受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選定委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 選定委員会（ヒアリング）の開催日及び場所

- (1) 開催日 令和7年6月中旬～下旬[予定]
- (2) 場 所 盛岡市内
 - ※ ヒアリングの開催日及び場所については、参加者へ別途通知する。
 - ※ ヒアリングの時間は、1者あたり25分（説明15分/質疑応答10分）程度とする。

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された業務提案書等及び参加者による選定委員会の場でのヒアリングに基づいて行う。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、選定委員会において、業務提案書等のみによる審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により(1)の審査を行う。
- (3) 参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わないものとする。
- (4) 選定委員会の委員は、業務提案書等及びヒアリングに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (5) (4)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をそれぞれ加え、合計した総得点により順位を付し、岩手県に報告する。

なお、総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選定委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。
- (6) 参加者が1者のみであった場合でも、選定委員会において業務提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を岩手県に報告するものとする。

4 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は別紙のとおり。

5 審査結果の通知

審査結果については、各参加者に郵送等により書面で通知する。

【別紙】

1 審査基準及び配点

審査項目		審査の観点	配点
1	会社概要 (様式3-2)	◇ 業務の目的達成を期待できる企業規模（資力、人員体制等）及び営業拠点を有しているか。	5 点
2	業務実績 (様式3-3)	◇ 過去における同種業務又は類似業務の実績があるか。	5 点
3	業務実施体制 (様式3-4)	◇ 業務内容を確実に遂行できる実施体制、配置人数となっているか。	10点
4	配置予定技術者 (様式3-5)	◇ 必要な資格を有し、かつ同種業務又は全国規模の類似業務の実績があるか。 ◇ 本業務を遂行するうえで、手持業務が支障とならないか。	10点
5	企画提案		
	(1) 業務目的の理解	◇ 業務目的を理解し、岩手県の地域特性を活かした提案内容となっているか。	10点
	(2) 調査内容	◇ 水素事業モデルや地域特性の整理、水素需要推計等に係る調査は、必要かつ十分な内容となっているか。	20点
		◇ セミナーの内容・場所は、必要かつ十分な内容となっているか。	10点
	(3) 実現性	◇ 提案内容に説得力があり、実施可能な内容となっているか。	10点
	(4) 計画性	◇ 業務の実施スケジュールが適切に組まれているか。	10点
6	価格	◇ 自主提案の内容が、業務目的等を踏まえた十分な内容となっているか。	5 点
		◇ 参考見積額が予定価格の範囲内でかつ業務内容に対して妥当なものとなっているか。（予定価格を上回っていないか。著しく妥当性を欠いていないか。）	5 点
合計			100点

2 評価・得点

評価項目	非常に評価できる	概ね評価できる	普通	あまり評価できない	全く評価できない
評価点	5点	4点	3点	1点	0点
	10点	8点	5点	2点	0点
	20点	16点	10点	4点	0点